

エンジン01in加賀温泉 企画運営等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「エンジン01in加賀温泉 企画運営等業務委託」に係る委託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

「エンジン01in加賀温泉 企画運営等業務 仕様書」のとおり。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、加賀市及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与

している者。

オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 過去5年以内に、国、地方公共団体又はこれに準ずる団体が主催する、本業務と同種・類似の大規模な文化イベント、コンベンション等の企画運營業務（元請けとしての実績に限る）を履行した実績を有する者であり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (7) 本業務のうち、宿泊・運送手配業務の実施にあたっては、旅行業法等の関連法令を遵守し、必要な許認可等に基づき適正に業務を遂行できる体制を有すること（再委託する場合を含む）。
- (8) 複数の団体により構成されるグループによる応募も可能とする。その場合は、応募時に共同企業体を組み、その代表団体を定めることとし、当該代表は、(6)に定める要件を満たすものであること。

4 スケジュール（予定）

実施要領等の公表	令和7年5月15日(木)
質問受付の締切り	令和7年5月21日(水)12時必着
参加表明書等の提出	令和7年5月26日(月)12時必着
企画提案書等の提出	令和7年6月2日(月)17時必着
選定会(プレゼン等)	令和7年6月上旬予定
審査結果通知・公表	令和7年6月中旬予定

※日程は都合により変更する場合がある。変更する場合は、参加表明者に別途通知する。

5 質問及び回答

- (1) 質問方法：質問書（様式第4号）に記入の上、
電子メール(enjin0linkaga@city.kaga.lg.jp)にて提出すること。
件名は「エンジン01プロポーザル質問」とすること。
- (2) 受付期間：上記「4.スケジュール（予定）」のとおり
- (3) 回答方法：受け付けた質問に対する回答は、原則として令和7年5月23日（金）までに加賀市ホームページに掲載する。質問者名は公表しない。

6 参加表明書の提出（必須）

(1) 提出書類及び部数は以下のとおりとする。

- ① 参加表明書（様式第1号）：1部
- ② 会社概要（パンフレット等）：1部
- ③ 業務実績調書（様式第2号、契約書・仕様書の写し等、実績を証明する書類を添付）：1部
- ④ 納税証明書（国税、都道府県税、市町村民税の未納がないことの証明）：各1部
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）：1部
- ⑥ 印鑑証明書：1部
- ⑦ 旅行業登録票の写し等、宿泊・運送手配業務を適正に実施できることを証明する書類
- ⑧ 共同企業体を組み場合は、共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状（様式3-1、3-2、3-3）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限：上記「4.スケジュール（予定）」のとおりに

(3) 提出方法

原則として電子メールによりエンジン01in加賀温泉実行委員会（加賀市政策企画部企画課）に送付すること。なお、電子メール送付後、電話にて送付した旨を連絡すること。

7 企画提案書等の提出（必須）

(1) 提出書類及び部数は以下のとおりとする。

- ① 企画提案書（A4判、様式自由、以下の項目を盛り込むこと）：1部
 - * 業務の実施方針、コンセプト
 - * 具体的な企画提案（プログラム案、広報戦略案、会場計画案、運営体制案、安全対策案、加賀市の特色を活かす提案等）
 - * 宿泊・運送手配に関する具体的な計画及び実施体制（関連法令への対応を含む。）
 - * 業務実施体制（組織図、責任者・担当者の配置、類似業務経験、連携体制）
 - * 工程計画（スケジュール案）
 - * 危機管理体制（事故、災害、感染症等発生時の対応）
 - * 再委託予定（再委託先、業務内容）※予定がある場合
- ② 見積書（様式自由、積算内訳を明記）：1部

事業を実施するに当たり必要となる経費を全て盛り込み、見積限度額の範囲内

で見積もること。

③ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限：上記「4.スケジュール（予定）」のとおり

(3) 提出方法

エンジン01in加賀温泉実行委員会(事務局：加賀市政策企画部企画課)に持参又は郵送で提出すること。提出したもののデータに関しては、速やかにメールにて提出すること。

ア 持参する場合

提出期限まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合

封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、書留郵便等(エンジン01in加賀温泉実行委員会(事務局：加賀市政策企画部企画課)親展)にて令和7年6月2日(月)までにエンジン01in加賀温泉実行委員会(事務局：加賀市政策企画部企画課)に到達するように送付すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案書等は、実施要領、仕様書に従って作成すること。

イ 参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

ウ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51条)に定める単位に限る。

エ 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等は参加申込書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

8 企画提案書の失格

次の各号いずれかに該当する企画提案書は失格とする。

(1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

(2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書

(3) プロポーザル関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

9 審査方法

(1) 審査体制：別途設置する「エンジン01in加賀温泉 企画運営等業務委託候補

者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。ただし、10に示す失格となった企画提案については審査しない。

- (2) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）：提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。（所要時間：1者あたり説明15分、質疑応答10分程度を予定）なお、選定委員会には、2名まで出席を認め、使用する資料は、提出した企画提案書のみとする。
- (3) 審査基準：以下の項目について、選定委員会が総合的に評価・採点する。（詳細は別紙「評価基準表」参照）
 - * 企画提案内容（独自性、実現性、地域特性の反映度、効果、宿泊・運送手配計画の的確性・効率性等）：20点
 - * 業務遂行能力（実績、実施体制、専門性）：30点
 - * 価格（見積額の妥当性）：20点
 - * 地域理解度、熱意：20点
 - * プレゼンテーション能力：10点
 - * 合計：100点
- (4) 契約候補者の決定：委託候補者及び次点者は、評価配点の上限(100点)に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とする。（ $100\text{点} \times 5\text{人} \times 60\% = 300\text{点}$ ）選定委員会における評価点が最も高い者を、契約候補者として選定する。ただし、最高評価点が一定の基準に満たない場合は、候補者なしとする場合がある。得点の高い者が2者以上あるときは、選定委員会において再協議し、委託候補者及び次点者を特定する。評価点が同点の場合は、（例：見積額が低い者を上位とする、選定委員会の協議により決定する等）。
- (5) 審査結果の通知：審査結果は、審査参加者全員に書面で通知する。

10 契約

- (1) 選定された契約候補者と、企画提案書の内容を基に業務内容、履行条件、委託金額等について協議（仕様協議）を行う。
- (2) 協議が整った場合、委託契約を締結する。
- (3) 契約候補者との協議が不調に終わった場合、又は契約候補者が契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点の評価を得た者と順次協議を行うものとする。
- (4) 契約金額は、提示された見積額を上限とし、仕様協議の結果決定する。
- (5) 契約保証金については、加賀市財務規則第143条の規定による。

11 その他

- (1) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (2) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、エンジン01in加賀温泉実行委員会は本プロポーザル及び契約後の業務に必要な範囲において、無償でこれを使用できるものとする。
- (3) プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。また、契約締結後に虚偽が判明した場合は、契約を解除することがある。
- (5) 本実施要領に定める手続きにおいて、指定された期限までに必要な書類が提出されない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (6) エンジン01in加賀温泉実行委員会は、必要に応じて本プロポーザルの手続きを中止し、又は内容を変更する場合がある。この場合において、参加者が受けた損害について、エンジン01in加賀温泉実行委員会は一切の責任を負わない。
- (7) 本実施要領に定めのない事項については、エンジン01in加賀温泉実行委員会の指示に従うこと。

12 問い合わせ先

エンジン01in加賀温泉実行委員会（事務局：加賀市政策企画部企画課）

担当：松木、上出

住所：〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地

電話：0761-75-7894

FAX：0761-72-1910

Email：enjin01inkaga@city.kaga.lg.jp